

幕張新都心文教地区（千葉市美浜区若葉三丁目2番1）一般競争入札分譲案内書の質問書に対する回答

令和6年1月31日

質問
譲受人の要件として記載のある「千葉市幕張新都心文教地区建築条例」による教育学術機能を有する施設等」における「教育学術機能」とは同条例施行規則第二条に規定されているが、分譲案内書にて付記されている「等」は同条例に規定される「教育学術機能を有する施設」以外の同条例の適合施設と解釈して差し支えないか。
回答
お見込みのとおりです。